

# 飛 翔

労働保険事務組合  
東京SR経営労務センター

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町  
3-7-12 清話会ビル4階

☎03(3264)0751・FAX 03(3264)0753

URL <https://tokyo-srkrc.jp>

発行人 平澤貞三

編集会員委員会



## « 目次 »

謹賀新年	2
新年と会長就任のご挨拶	3
新システムの開発状況と今後の予定	4
◆ ブロック便り ◆	5

◆ 行政窓口情報 ◆	
<ハローワーク飯田橋>	9
<中央労働基準監督署>	10
会員支援事業のご案内	11
事務局からのお知らせ・編集後記	12



本年もよろしくお願い申し上げます

会長 平澤 貞三

副会長 吉永 晋治 副会長 金光 仙子

副会長 山本 昌之 副会長 吉村 光弘 副会長 長谷川淳一

千代田ブロック長 堀 拓磨  
中央ブロック長 荒川 ゆう  
城西ブロック長 大和久 剛  
臨海ブロック長 稲次真樹子  
山手ブロック長 住 美賀子  
城北ブロック長 本橋 秀次  
城東ブロック長 松山 正光  
武蔵野ブロック長 福岡 秀行  
多摩ブロック長 永井 武司

総務委員長 山崎 早苗  
業務委員長 長尾 修身  
研修委員長 曽布川哲也  
IT委員長 佐藤 信  
会員委員長 福岡 秀行  
特別委員長 伊東 和浩  
綱紀委員長 永井 康幸



# 新年と会長就任のご挨拶

東京SR経営労務センター 会長 平澤貞三

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆さま方におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。

また、平素より東京SR経営労務センターの事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。ここに改めて深く感謝申し上げます。

さて、昨年11月の理事会におきまして、前会長の辞任に伴い、私が後任として会長の重責を担うこととなりました。歴代会長が築いてこられた信頼と実績を継承し、会員の皆さまの事業発展に寄与できるよう、誠心誠意努めてまいります所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新年のご挨拶にあたり、まずは簡単に昨年の事業活動を振り返りたいと存じます。

まず会員状況についてですが、昨年9月時点で個人社労士会員が1,212名となり、一昨年同月比で46名増加しました。法人会員も11名増え、292名となり、合計で1,504名に達しております。また、委託事業所数は119事業所増加し、5,715事業所、事業場数では368増加し、9,932事業場となりました。これもひとえに、会員の皆さま方のご支援とご協力の賜物であり、心より御礼申し上げます。

次に、当センターの事業運営において重要な柱である業務システムについて触れたいと思います。すでに周知しておりますとおり、今年の労働保険年度更新業務にあたりましては、エフアンドエム社の「オフィスステーションfor SR」で運用していくことを決定しております。現行のエムケイシステム社の「SR-SaaS」については春先以降利用を終了し、すべてオフィスステーションで業務を進められるよう、現在開発準備を進めています。昨年11月から12月にかけてユーザー向け説明会を開催しましたが、今年の春先にはより詳細な操作説明会を企

画しておりますので、ぜひ多くの会員の皆さまにご参加いただきたいと存じます。

総務、研修、業務、IT、会員の各常設委員会活動については順調に運営されており、各委員長ならびに委員の皆さまには厚く御礼申し上げます。さらに、今年度設置した特別委員会では、令和10年度に迎える当センターの40周年記念事業の準備や、耐震性を確保した事務所への移転など、重要課題について議論を重ねております。

委員会活動のほか、各ブロック交流会も盛会に執り行われ、ブロック長ならびにブロック委員の皆さまのご尽力に深く感謝申し上げます。こうした委員会活動やブロック活動を通じて、会員間の相互理解が一層深まるものと確信しております。当センターの団結力を高めるためにも、引き続き積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

最後に、私は会長として、「事務組合の健全かつ適正な運営」に力を注ぐことはもちろん、会員の皆さまに東京SR会員としてのメリットを実感していただける取り組みを進めてまいります。前回の理事会では、全国労保連が運営する上乗せ労災の正式導入に向けた按分率が決定されたほか、勤務社労士を対象とした賛助会員制度導入のための定款・規程改正が承認されました。これらの取り組みを、来たる総代会に向けて着実に進めてまいります。

執行部一同、今後とも社労士会員および事業主会員の皆さまのお役に立てる東京SR経営労務センターを目指し、努力を重ねてまいります。本年も、皆さま方のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、皆さまにとって幸多き一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。





## 新システムの開発状況と今後の予定

東京SR経営労務センター 副会長 山本昌之

お待たせいたしました。いよいよ2026年4月から、新システム「オフィステーション事務組合for SR」へと移行します。この新システムは、従来、会員の皆様から多く寄せられていた不安や、SRが抱えていた不自由さを解消すべく、東京SRだけでなく全国の複数のSRが共同してシステム会社様と仕様を検討・開発を進めてきた共通システムです。

一番重要視したのは、「セキュリティ」と「サポート体制」です。従来システムで発生したランサムウェアは会員の皆様へ多くの不安を与えてしまい多くのご迷惑をおかけしました。新しいシステムではセキュリティの強固さと、また、操作等でわからないときのサポート体制も充実している点です。システムが変わると操作性も変更されますので従来のシステムに慣れている先生方からすると最初は戸惑うところもあるかと思いますが、オフィステーションは、多くの社労士事務所で導入されているシステムの一つですので、使い勝手についてはすぐに対応できるものと考えております。既にオフィステーションProを利用されている会員の先生は、顧問先情報が連動しますので、従来の二重入力といった不便さも解消される大きなメリットもございます。

さて現在の開発状況ですが、始動に向けて最終調整の段階となっています。東京SRでは、2025年11月にリアルタイムで説明会、2025年12月にWEBでの説明会を実施させていただきました。いずれの説明会も盛況で合わせて300名を超える会員の皆様にご参加いただきありがとうございました。参加が叶わなかった先生方にはWEB動画で配信をしておりますので、ぜひ一度ご覧いただき今年4月からの変更についてご理解ください。予定としては2025年12月末までの現システムへ入力されている情報を新システムへのデータ移行を行います。その後動作確認等を経て、2026年4月からのスタートです。現行のシステムは2026年6月まで、入社・退職処理については並行してご利用いただけますが、年度更新は新システムでの入力必

須となりますので、2026年4月以降は新システムをご利用ください。会員の皆様への最終の説明会は、2026年3月3日にはリアルタイム、3月13日にはWEB配信で実施します。実際の画面を見ながらの説明会となりますので、今のうちから是非ご予定くださいと幸いです。我々、社会保険労務士も時代のシステム化、AI化は避けて通れません。東京SRでは今後も、皆様の業務に役立つ様々なものを提供していきたいと考えておりますのでご協力のほどお願い申し上げます。



## 社会保険労務士 賠償責任保険制度



団体契約者:全国社会保険労務士会連合会  
保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店:

有限会社エス・アール・サービス

**TEL 03-6225-4873**

<https://www.sr-service.jp/>

保険加入はWEBから行えます▶



社労士 賠責保険 エスアールサービス

検索



## 千代田ブロックの活動について

千代田ブロック長 堀 拓磨

千代田ブロック長を仰せつかっております堀と申します。千代田ブロックではブロック会員同士の懇親、他ブロックの会員との交流、そしてSR非会員の方への加入への動機付けの場として毎年ブロック交流会を開催しています。昨年は東京地裁にて刑事裁判の傍聴会という珍しいイベントを開催しましたが、今年はセオリー通り、会員の知識の向上を目的として10月28日に研修会を行いました。「メンター制度の紹介と会社導入運用について」と題しまして、千代田ブロック会員の浅井英憲先生の指導の下、実際にメンターとメンティ役になって実践的に学習し、非常に有意義な会となりました。また研修会のあとには懇親会を行い、こちらも多数の方にご参加いただき盛会となりました。今後も研修やレクリエーション等を通じより活発なブロック活動をしていこうと思っています。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



## 中央ブロック交流会について

中央ブロック長 荒川 ゆう

今年度の中央ブロック交流会は2月3日に「防災を考える」をテーマに、有明にある防災体験学習施設・そなエリアでの体験学習ツアーを企画しています。この体験ツアーやでは地震発生後の72時間イメージして、いざというときの具体的な行動のヒントになる体験ができると思います。個人ではなくなかなか体験に行きにくい場でもブロックの会員となら気軽に参加が可能かと思います。体験ツアーやの後は懇親会も企画しておりますので、中央ブロック会員の皆様には2月の交流会と懇親会にご参加いただき、情報交換や仲間づくりの機会にしていただければと思います。

令和7年度中央ブロック交流会

開催日 令和8年2月3日(火)

会 場	そなエリア東京（江東区有明）
集 合	14:50
交流会	15:00 から 体験ツアー他
懇親会	17:30 から



## 人との出会い関わり

城西ブロック長 大和久 剛

城西ブロック長を仰せつかっております大和久と申します。2026年は、私が社会保険労務士として独立開業してちょうど5年目の節目を迎えます。また1999年に試験合格後、社会保険労務士事務所に勤務し20年強、社会保険労務士業としては25年を超えることとなりました。勤務社労士時代は所内の関わりのみで支部活動等全くと言っていいほど参加することはありませんでしたが、独立開業を契機に支部活動や大学OB団体等に積極的に参加するようになりました。改めて人との出会い関わりの大切さ、行動することの大切さを感じているところです。

城西ブロックにおきましては、2026年2月20日(金)に新宿にてブロック交流会を開催いたします。研修テーマは「はじめてのAI活用講座・社労士のためのセミナー資料作り入門」となります。(時間・場所等詳細につきましては別途ご案内させていただきます。) ブロック会員同士の交流をはじめ多くの人の出会い関わりを持っていただきたく是非たくさんの方々にご参加賜れば幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。





## ルーツを辿る

臨海ブロック長 稲次 真樹子

昨年はふとした事から祖先の書いた旅日記を読む機会を得た。「道のいきかひ～稻村喜勢子の旅日記」。稻村喜勢子は藍屋八代目当主稻次眞年の姉で飯野藩医稻村素庵に嫁いだ女流歌人である。喜勢子が旅をしながら出会う人々と和歌を詠みあい、それを日記に紡ぐ。鹿島日記、箱根日記等7つの日記は今から200年以上も前に書かれたもので、古今和歌集などの古典文学が和歌に引用されていたり。また、鹿島旅行の最終日、もうすぐ江戸に着くということで気分が浮き立ち、旅装がみずぼらしいとか日に焼けた顔が恥ずかしいとか気にする様子が書かれているが、その感覚は現代にも通じるものがありとても親近感を感じた。祖先は充実した人生を送っていたのだと誇らしくも感じた。

社会保険労務士として開業し事業を発展させることは大変なことだと常に感じている。営業やマーケティングを頑張ればそれに伴って売上が伸びていくという単純な話でもない。時々、目に見えない声や力を感じることがある。それは祖先からの思いだと私は信じている。祖先の思いに応えるためにも、祖先を知ることは大切なことだ。そういう意味で、祖先の書いた旅日記に出会えたことはこの上ない貴重な経験だった。

今年もいろいろな出来事が起こると思うがしっかりと受け止めて、それを糧に成長し、ルーツに負けない人生を歩みたい。



## 令和7年度山手ブロック 交流会開催のご案内

山手ブロック長 住 美賀子

今年度の交流会のテーマとして「渋谷区・世田谷区・目黒区の再発見」を掲げ、3区内の中で訪問したいが訪問していない所をブロック委員で挙げて検討しました。その結果、恵比寿ガーデンプレイス内に昨年4月に開館したサッポロビール工場の見学

ツアेに参加することにしました。詳細は次のとおりです。

### 1. 訪問先

YEBIS BREWERY TOKYO

### 2. 開催日時

令和8年3月5日(木)

第1グループ：16時45分集合

第2グループ：17時45分集合

### 3. 概要

ツアーガイドの説明を聞きながらの見学で、最後に施設内で醸造されているビール1ドリンク(ミックスナッツ付き)の試飲ができます。開催時刻を時間差にしたのは、1ツアーの人数に制限があるからです。第1グループ参加者は、第2グループの見学が終了するまで、ツアेに組み込まれているビール以外のビールも楽しむことができます。第2グループ参加者は、試飲の時間は短いですが、ぎりぎりまで仕事ができます。

終了後は、ビアホールで懇親会を開催します。別途送信する開催案内にて詳細をご案内しますが、ぜひ奮ってご参加ください!



## 令和7年度城北ブロック 交流会のご案内

城北ブロック長 本橋 秀次

城北ブロック交流会および懇親会を下記のとおり開催いたしますので、皆様ご参加下さい。

### 1. 開催日時 令和8年2月5日(木)

14時45分から(受付開始14時15分)

### 2. 交流会

(1)開始時刻 14時45分

(2)会 場 としま区民センター 会議室403室  
(豊島区東池袋1-20-10)

(3)内 容

①東京SR 経営労務センターについて報告及び質疑応答

②研修「ボイストレーナーによる「社労士が講師をするときの疲れない発声ポイント」」

\*ハッキリ聞きやすく、相手に伝わりやすくなるような発声で更に喉も疲れないような発声を

習得します!!

(講師:ハートヴォイススタジオ

代表 ヴォイストレーナー 三神 仁氏)

(4)参加費 無料

### 3.懇親会

(1)開始時刻 17時15分

(2)会場 Viagio(ビアージョ)

ワインとイタリア料理のお店

豊島区東池袋1-8-1 WACCA池袋店5階

(3)会費 3,000円

会費は受付時に徴収させていただきます。

### 4.申込み

(1)申込方法

下記URL又はQRコードからお申込み下さい。

URL <https://forms.gle/4zzNdickgnZh8wzm8>



(2)申込期限 令和8年1月23日(金)  
(定員:30名に達し次第終了)

### 5.お問い合わせ

城北ブロック長 本橋秀次

(社会保険労務士もとはし事務所)

メール gssr.motohashi@jcom.zaq.ne.jp

電話 03-6314-5515



ブロック交流会を終えて

城東ブロック長 松山 正光

2年ぶりの開催となったブロック交流会、ご多忙な中開催準備に携わっていただいたブロック委員皆様の献身的なご努力により無事終了することができました。感謝いたします。

またご参加いただきました会員の皆様にも改めて感謝いたします。

ブロック交流会開催に当たつて、毎回会員の皆様が興味を抱くものは何か、何を希望しているか瑠々検討していますが、いまだかつてご満足いただけているか疑心暗鬼なところであります。

今回は各支部の支部長のご出席を賜り、第1部

の研修会では、目まぐるしく改正された育児休業法について「社労士が知っておくべき実務対応」と題してハローワーク墨田雇用保険適用課長播磨康彦様を講師としてお迎えし、実務上の直接的な問題点を掘り下げご講演いただきました。我々社労士が実務対応するにあたり大変有意義な研修となりました。第2部は、会員交流会とし、吉永総務担当副会長をはじめ各委員会担当副会長のご出席のもと、会員に直接係わる日常的な活動実態の報告いただきました。特に山本IT担当副会長の基幹ソフトウェアの変更に関する説明には参加会員の多くがスケジュール感を含め関心を寄せていたところであります。

第3部は、吉村会員担当副会長のご発声のもと、和やかな懇親会へと駒を進めてまいりました。

次年度は、視点を変え会員の皆様に楽しんでいただけるプログラムを企画し開催を目指したいと思っています。会員の皆様の更なるご協力をよろしくお願いいたします。



### ブロック交流会 開催報告

武藏野ブロック長 福岡 秀行

去る令和7年10月15日(水)、東京都八王子市本町にある禪東院別館1階において、武藏野・多摩ブロック合同交流会を開催しました。当日は約30名が参加し、「心の落ち着きを取り戻す座禅体験」をテーマに、日常業務から一歩離れ、自身と向き合う貴重な時間を共有しました。

座禅体験の後にはSR各委員会の活動報告会を実施し、それぞれの取組や課題について理解を深めました。さらに懇親会では、ブロックを越えた交流が活発に行われ、参加者同士が率直な意見交換を行うなど、親睦を深める有意義な機会となりました。

参加者からは「心身ともにリフレッシュできた」「日頃の忙しさから離れ、自分と向き合う時間は貴重でした」といった声が寄せられました。今回は少し時期を早めた開催となり不安な点は多々ありましたが、ご参加いただいた会員の皆様・会長・副会長・事務局の皆様と多くの方のご協力により無事終える

## ◆ ブロック便り

ことができました。今後も微力ながら東京SRの発展および会員相互のつながりを大切にし、学びと交流の場を継続的に設けてまいります。

### ～八王子の禅東院で座禅体験へ参加して～

日頃の忙しさから離れ、自分と向き合う時間は貴重でした。足と手を組み、息を数える中、雑音や思考がだんだんと気になり、集中する難しさから修行の深さを実感しました。

警策（背中を叩く棒）は初めてで、音や響きの違い、順番を待つドキドキ感が印象的でした。叩かれると邪念が消え、清々しい感覚に。

その後の懇親会は、座禅の「無」から解放され、食べ、飲み、語り合う賑やかな時間となりました。  
(中山 綾華)



### ブロック交流会開催報告

多摩ブロック長 永井 武司

このたび、6月に多摩ブロック長を拝命し、10月15日に武藏野ブロックとの合同交流会を開催いたしました。デジタル化やAI導入が進む社労士業界にあって、座禅を企画し静かな時間を共有することで新たな気づきを得る場となりました。禅東院にてご住職より「調心」「調身」「調息」の三要素をご講義いただき、続いて15分2回の座禅を体験しました。ビーカーの水に例えた心の整え方は印象的で、天然ひのき柱の香り漂う講堂で心洗われるひとときとなりました。参加者全員が住職より「警策」をありがとうございました。警策とは修行者を励まし集中を促す意味を込めて肩や背に打つ法具であり、座禅の一環として尊いものです。座禅後は近隣のイタリアンで懇親会を行い、来賓を含め約30名が参加し交流を深めました。会長・副会長をはじめ事務局の皆様のご協力により、初めての交流会を無事終えることができました。今後とも東京SRの発展に尽力してまいります。



## 社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。

申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。

サイバーリスク保険(特約)のご加入も併せてご検討ください!

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎ 03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)広域法人部法人第二課 ☎ 03-3515-4153  
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士会開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款)。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

社労士 賠償保険 エスアールサービス 検索

<https://www.sr-service.jp>



## ハローワーク飯田橋からのお知らせ



資料の詳しく述べは、ハローワーク飯田橋ホームページをご覧ください。

★ 人材募集のご用命は、所在地管轄のハローワークをご利用ください。

## 【ハローワーク飯田橋での支援メニュー】



## ダバシでみつけ（企業魅力発見会）

ハローワーク飯田橋のエントランスにPRブースを設置し、企業様から求職者のみなさまに直接企業の魅力をお伝えいただけます。



HPや館内放送、雇用保険を受給される方の説明会時など、企業説明会の開催を周知いたします。



## 企業様の声



- 多くの方とお会いすることができ、会社のPRをすることができました。
- チラシを持参いただいた方もおり、事前に周知いただき大変ありがとうございました。
- 応募が少ないのが悩みでしたが、当社の業務内容の仕事を探している人に直接PRできたため今後は期待できそうです。

## 参加者の声



- これから携わろうとする業界の勉強になりました。
- 経験がなくても可能な仕事があるとわかり、魅力を感じることができました。
- 業界のイメージが良い意味で変わり、仕事を探す選択肢が増えました。



## 求人コンサルティング

求人票作成に当たっては「求職者目線が大切」です。

求職者にとって魅力的な求人とするにはどうしたらよいか、求職者の目に留まる求人票にするにはどうしたらよいか、専門の相談員が求人票作成のアドバイスのほか、求人条件・雇用管理に関する提案を行います。



求人票作成のポイントを解説した「求人票を作るコツ」(vol.1～vol.7)はHPで確認できます。

## 求人者マイページ

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更、応募者管理などのサービスをご利用いただけます。

詳しい情報はこちら  
をご覧下さい

ダバシでみつけ

求人票を作るコツ

求人者マイページ



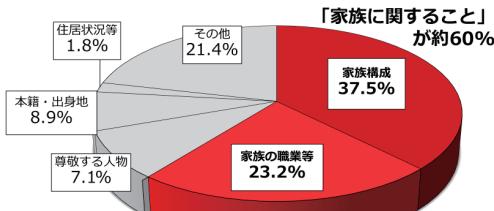
★ 公正な採用選考の実施をよろしく願いします。

## STOP！違反質問！

応募者の適性・能力に関係のない質問は違反です！

【都内高校生（令和7年3月卒業）の採用面接における不適正質問】

※「都内高校からの通报事案」より



※都内高校では、採用試験受験後、生徒に試験内容を聞き取り、不適正と疑われる事象があった場合、東京都を通じて東京労働局（ハローワーク）に通報する取り組みをしています。

## 違反質問をしない「公正な採用選考システムの確立」をお願いいたします

面接での不適正質問（違反質問）以外にも、高校生の求人活動ルールに反するケース（定められた統一応募用紙以外の社用紙の使用、独自様式の求人票の提出、職場見学時の選考類似行為等）、合理性のない健康診断の実施など、多数の事案が通報されています。

## 職業安定法第5条の5により「求職者の個人情報の取扱い」を規定しています

公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（中略）は、それぞれ、その業務に關し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに當たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。（以下略）

採用選考に必要な個人情報（適性・能力以外）を収集することは職業安定法に違反します

改善命令や罰則（6ヶ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）が適用される場合があります。

【公正採用選考に関するお問い合わせ】  
ハローワーク飯田橋 就雇指導部門 ☎ 03-3812-8781

（大学等卒業予定者の採用選考に関するお問い合わせ）  
東京新卒就活ハローワーク ☎ 03-5339-8609



## 採用選考時に配慮すべき事項

## ～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑩の事項について、応募用紙（エントリートークを含む）に記載させる、面接時において尋ねる、作文を課すなどによって把握することや、⑪～⑭の事項を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

## 本人に責任のない事項の把握

- ① 本籍・出生地に関するこ
- ② 家族に関するこ（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 住宅状況に関するこ（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境などに関するこ

## 本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握

- ⑤ 宗教に関するこ
- ⑥ 支持政党に関するこ
- ⑦ 人生觀・生活信条などに関するこ
- ⑧ 尊敬する人物に関するこ
- ⑨ 思想に関するこ
- ⑩ 労働組合（加入状況や活動歴など）、学生運動などの社会運動に関するこ
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関するこ

## 採用選考の方針

- ⑫ 身元調査などの実施
- ⑬ 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

## ▶ 東京労働局ホームページ「公正な採用選考を行なうために」

\* 新規学校卒業者の採用選考や公正採用選考人権啓発推進員制度などについて、幅広く掲載しています。

【URL】[https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roundoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/shokugyou\\_shoukai/saiyou.html](https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roundoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/saiyou.html)



## ▶ 厚生労働省ホームページ「公正な採用選考を目指して」

\* 公正採用選考に関するQ&Aや解説動画などをわかりやすく掲載しています。

【URL】<https://kousai-saiyou.mhlw.go.jp/>





## 中央労働基準監督署からのお知らせ

「スポットワーク」を利用する事業主の皆さまへ

「知らない」では済まされない

### 「スポットワーク」の労務管理



急に人手が欲しいときなどに利用する「スポットワーク」。最近利用者が急増しています。

「スポットワーク」の労務管理上の注意点をまとめましたので、理解した上で「スポットワーク」を利用しましょう。

※ このリーフレットでは、スポットワークとは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこととしています。

※ スポットワークにはさまざまな形態がありますが、このリーフレットでは、スポットワークの雇用仲介を行なう事業者（以下「スポットワーク会員事業者」という。）が提供する雇用仲介アプリ（以下「アプリ」という。）を利用してマッチングや賃金の立て替えを行うものを対象とします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

### 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました!!

「確かめよう労働条件」を使うと  
4つの機能で電子申請が便利に！！

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能 → 作業負担を軽減！
- 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能 → ファイル作成が不要！
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能 → 検索作業が不要！
- 4 次回届出時のリマインド・復写機能 → 次回届出を効率化！

電子申請様式  
作成支援ツール

対象手続

- ◇36協定届  
様式第9号（一般条項）  
9号の2（特別条項）  
9号の3（研究・開発）
- ◇1年単位の変形労働時間制  
に関する協定届
- ◇就業規則（変更）届

以下とおり検索いただき、  
ウェブサイトにアクセスして  
ご利用ください。

確かによう労働条件 検索

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

### 電子申請時のチェックポイント

(36協定届、就業規則届などについての事前確認のお願い)



労働基準法関係の電子申請時の間違いやすい箇所に対するチェックポイントをまとめました。申請の際の確認に是非ご活用ください！

チェック	① (本社一括申請) 36協定届&就業規則届 チェックポイント	
1 □	一括届出事業場一覧作成ツールは、申請種類に適合した形式を選択しましたか？	2点
2 □	一括届出事業場一覧作成ツールにより作成したCSVファイルについて、上書き保存を行っていませんか？	3点
3 □	本社一括届出事業場一覧作成ツールで選択した各事業場の労働基準監督署の管轄に誤りはありませんか？	3点

チェック	② 36協定届 チェックポイント	
1 □	協定の有効期間、起算日は正しく入力していますか？	4点
2 □	「協定の当事者の選出方法」で「その他」を選択した場合、自由入力欄に具体的な内容を入力していますか？	4点
3 □	「限度時間を超えて労働させる場合における手続」で「その他」を選択した場合、自由入力欄に具体的な内容を入力していますか？	4点
4 □	特別条項の「臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合」について、できる限り具体的に定めていますか？	5点

チェック	③ 就業規則届 チェックポイント	
1 □	就業規則ファイルは添付ファイルの形式と一致していますか？	5点
2 □	労働者代表（労働組合）の意見が記載された意見書が添付されていますか？	5点

チェック	④ 変形労働時間制に関する協定届のチェックポイント	
1 □	変形労働時間制に関する協定届について、対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日を明らかにしたファイルを添付していますか？	5点

基本的な手続の流れ、操作方法はご確認ください  
パンフレット「『36協定届』や『就業規則（変更）届』など労働基準法などの電子申請がさらに便利になりました！」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/1120000/0000019894.pdf>

6Pの「確かめよう労働条件」もチェック！！

こちらもチェック！  
✓ 労働基準法に基づく手続を社会保険労務士又は社会保険労務法人が提出代行を行なうときには、提出代行に関する証明書及び社会保険労務士登録証の両方を添付する必要がありますので、申請の際にご留意願います。  
✓ 申請内容が不明な場合は、労働基準監督署の担当者から連絡する場合がありますので、連絡先情報欄には申請担当者名及び申請担当者の連絡先を入れてください。  
✓ 手続き後に発行可能となる電子公文書の取得期限は90日となっていますので、手続き後は速やかにダウンロードしてください。

東京労働局 中央労働基準監督署 (2025年5月)

<左上> スポットワークを利用する際の注意点が記載されたパンフレット（4ページ）です。

<右上> 電子申請で間違いの多い箇所をまとめたパンフレット（6ページ）を作成しました。東京労働局のホームページ「中央労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しています。

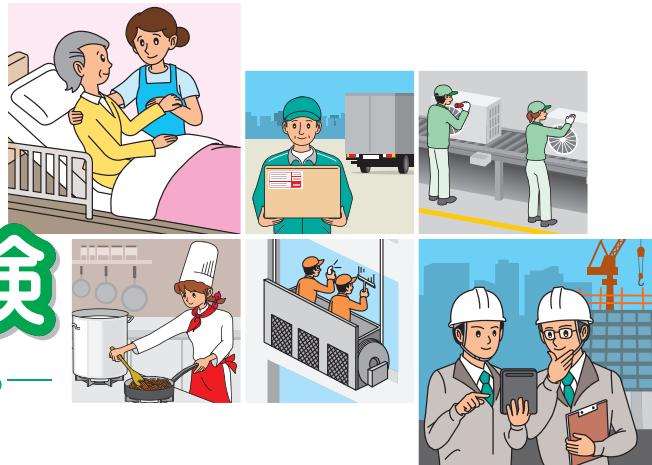
<左下> 電子申請の際には便利な機能がついた「労働条件ポータルサイト」を活用ください。

令和8年度から当センターの会員支援事業として、全国労保連の労働災害保険の代理店業務を開始し、「上乗せ労災保険」の取り扱いをスタートします。

## 厚生労働大臣認可特定保険

# 労保連 労働災害保険

— さまざまな労働災害のリスクに備える —



労働者の方が労災事故にあったときの「政府労災保険」の上乗せ保険です。

## 労保連労働災害保険 6つの特長

- 1 労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償します。  
(例外として、一部の災害は補償対象外)
- 2 労働災害による休業・障害・死亡を補償、ご契約パターンは9種類から選択できます。  
(休業補償を含まないご契約パターンも別途9種類用意)
- 3 取扱事務組合の委託事業場であれば、審査なしで契約申込できます。  
(反社会的勢力・団体からの契約申込は不受理)

- 4 労働者であれば正社員はもちろん、契約社員・パートタイマー・アルバイト等も補償されます。  
(政府労災保険の特別加入者も加入可能)
- 5 保険料は損金・必要経費に算入でき、一定要件により継続契約による割引があります。  
(賃金総額を基に業種ごとの保険料率により算出※)
- 6 保険金は被災労働者の給付基礎日額を基に計算されます。  
(請求書類を受理した翌日から原則30日以内に支給)

建設業の皆様には、  
さらに2つ!

- 7 公共工事入札のための「経営事項審査」において15点が加点されます。
- 8 下請工事の労災事故を補償する「下請事業担保特約」があります。

### 保険料

年間保険料の計算式 〈保険期間:8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時まで〉

$$\text{年間保険料} \text{ (途中契約は月割計算)} = \text{労働者年間賃金総額} + \text{特別加入者年間賃金総額} \text{ (1,000円未満切捨)} \times \text{業種別保険料率}$$

保険料の計算例 1

● 業種コード35(建築事業) I型 A・I型 Bの2口(脳心疾患等の補償あり)
● 労働者年間賃金総額3,924千円、特別加入者1名(給付基礎日額10,000円)
労働者年間賃金総額………3,924千円
+ 特別加入者年間賃金総額………3,650千円 [給付基礎日額10,000円×365日]
賃金総額合計………7,574千円
年間保険料(I型 A): 7,574 × 6.181 = 46,810円 (10円未満切捨)
+ 年間保険料(I型 B): 7,574 × 3.328 = 25,200円 (10円未満切捨)
年間保険料(I型 A・I型 B): = 72,010円

保険料の計算例 2

● 業種コード94(その他の各種事業) III型 A・III型 B・III型 Cの3口(脳心疾患等の補償あり)
● 労働者年間賃金総額32,433千円、特別加入者1名(給付基礎日額5,000円)
労働者年間賃金総額………32,433千円
+ 特別加入者年間賃金総額………1,825千円 [給付基礎日額5,000円×365日]
賃金総額合計………34,258千円
年間保険料(III型 A): 34,258 × 0.604 = 20,690円 (10円未満切捨)
+ 年間保険料(III型 B): 34,258 × 0.426 = 14,590円 (10円未満切捨)
+ 年間保険料(III型 C): 34,258 × 0.426 = 14,590円 (10円未満切捨)
年間保険料(III型 A・III型 B・III型 C): = 49,870円

保険料のお見積りも対応いたしますので、まずはご相談ください。



### 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

全国労保連は、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することを目的とした団体で、労働保険事務組合約7,700を会員とし、47都道府県に支部を置く全国組織です。

#### お問合せ先

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 東京支部 担当:織田 電話:03-3556-0924

## 事務局からのお知らせ

### 2026年度 年度更新

書類提出の期限は4月24日(金)必着となります!!

～ 提出期限を厳守してください。～

※社労士会員は、担当事業所の確認資料を早めに点検し、スムーズな年度更新の事務処理を行ってください。事業主会員の皆様には、ご協力の程宜しくお願ひいたします。

#### ☆第3期労働保険料の納入について

令和7年度第3期労働保険料の納入は、「労働保険料口座振替のお知らせ」または「振込依頼書」を事業主会員宛に令和8年1月8日(木)前後に発送いたします。振込の場合、指定された納期までにお願いいたします。

#### ◎第3期労働保険料 口座引落日

令和8年2月2日(月)

#### ☆口座引落金融機関の変更、新規登録について

口座引落金融機関の変更、または新規登録を希望される場合は、「口座振替依頼書」の提出が必要です。

令和8年度第1期保険料引落で変更または新規登録をご希望の場合は、令和8年4月10日(金)までに「口座振替依頼書」を事務局あて(必着)ご提出ください。

4月10日を過ぎての提出につきましては、令和8年度第2期からの変更・登録となりますのでご了解ください。

また、郵送物の宛名・送付先変更も同様の取扱いとなりますので、お早めに「名称・所在地等変更届」等の書類提出をお願いいたします。

#### ☆労働保険料口座引落のお勧め

労働保険料の納付につきましては、振込手数料のかからない口座引落をお勧めします。

#### ☆地域別の最低賃金が変更されています！

令和7年10月1日から地域別最低賃金額は下記となりました。

茨城県	1,074円	栃木県	1,068円
群馬県	1,063円	埼玉県	1,141円
千葉県	1,140円	東京都	<u>1,226円</u>
神奈川県	1,225円	山梨県	1,052円

#### ◎ 事務局人事異動 ◎

##### ○退職

係長 手串 圭祐 (令和7年11月10日付)

主任 菊部 祐子 (令和7年10月10日付)

職員 桑原 郷子 (令和7年10月10日付)

## 編集後記

▶ この度、会員委員会を務めさせて頂くことになりました、臨海ブロック(大田支部)の佐藤彰子と申します。昨年は猛暑の影響もあってか夏バテしてしまったこともあり、体力のなさを実感しました。最近は、近所にパーソナルトレーニングジムやマシンピラティスなどが次々とオープンしています。コロナ以降、在宅ワークが増えたことで運動不足を実感している方が多いのでしょうか。健康意識の高まりを感じます。本年も、多くの会員の皆様に楽しんでいただけるイベントを企画して参りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(佐藤 彰子)

▶ 今年度より会員委員会に入りました山崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

松の内が明け、2026年が本格的に始動しました。昨年末は諸々の感染症が流行ましたが、皆様はお変わりなくお過ごしでしょうか。ポストコロナの日常が戻る一方で、昨年は「AI」という新たな変化の波を感じる1年でした。「AIの回答は正しいですか?」という顧問先様からの問い合わせに触れるたび、単なる知識だけではない、物事の本質を見極める専門家の在り方を考えさせられます。

本年は、60年に一度の「丙午(ひのえうま)」です。本誌のタイトル『飛翔』とも重なる、力強いエネルギーを感じます。変化の波は続きますが、会員の皆様にとってエネルギーッシュで、さらなる飛躍の一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

(山崎 祐)

担当副会長／吉村 光弘

会員委員会／福岡秀行、大和久剛、小島理恵、佐藤彰子、堀拓磨、山崎祐

◆ 表紙の題字は、初代会長、柏木高美氏の筆によるものです ◆